内閣衆質一四五第一八号

平成十一年三月三十日

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員上田勇君提出米軍根岸住宅地区隣接崖崩れ事故に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員上田勇君提出米軍根岸住宅地区隣接崖崩れ事故に関する質問に対する答弁書

1の(1)について

る状況にはないと承知している。また、防衛施設庁横浜防衛施設局(以下「横浜防衛施設局」という。) 現在、 警察等の関係機関において、 本件事故に係る調査が行われているが、 事故発生の原因が特定され

成する根岸住宅地区隣接崖地崩落対策委員会(以下「委員会」という。)を設置したところであり、 において、 本年三月四日に本件崖地崩落場所等の恒久的な安全対策工法を検討するため、部外有識者で構 委員

会の検討作業の中で崩落の原因についても考察することとしているところである。

1の(2) について

ŋ, 本件事故により崩落した崖地は、 国が当該賃貸借契約により取得した使用権に基づく管理責任を有しているものと認識している。 国が賃貸借契約に基づき平成二年四月一 日 から借り上げている土地 で

1の(3)について

あ

リカ合衆国軍隊においてコンクリート吹付け、 御指摘の小規模な崩落については、 その都度横浜防衛施設局及び横浜防衛施設局の申入れを受けたアメ 流出土砂等の除去等の措置を採ってきたところであるが

本件事故に係る国 の責任につい 、ては、 本件事故の 原因が特定されていない状況において、 申し述べること

はできないと考えている。

ま た、 御指 摘 の住民から の要望については、 本年二月二十二日の新聞報道を踏まえ、 同日、 横 浜防 衛施

設局 から横浜市に照会したところ、平成七年三月に中村町五丁目町内会から横浜市南区に対 į 中 村 町

成七 五丁目地 年当時に横浜市 区の擁壁に対する防災総点検調査」の要望があったことが確認できたところである。 から横浜防衛施設局に通知がなされたかについては、 横浜市及び横浜防衛施設局にお L カゝ 平

1 て当時 の担当者から聴取したが、 現在、 確認されていない。

2の(1)及び(2)について

本件事 故 への対応については、 ①崩落土 一砂等の 除去、 ② 建 物等の復旧及び応急的な安全対策、 ③ 恒. **人的**

な安全対策の順に、所要の措置を講ずることとしている。

崩落土砂等の除去並びに応急的な安全対策としての崩落場所に係る落石防止網及び防護柵の設置に . つ い

ては、 既に完了している。 また、 建物等 の復旧及び崩落場所南側の崖地についての応急的な安全対策とし

ての不安定土砂等の除去並びにロックボルト、 落石防止網及び防護柵の設置については、 現在、 本年五 月

中旬完了を目途に実施しているところである。

恒 久的 な安全対策につい ては、 委員会におい て、 本年五月末を目途に、 恒久的な安全対策工法に ついて

検討中であり、 その結論を踏まえできる限り早急に実施することとしている。

2の(3) について

恒 . 人的な安全対策については、委員会の結論を踏まえ、 横浜防衛施設局において、 総合的に判断 し決定

することとなるが、 その過程において、 御指摘のマンション住民等に対して、 計 画 の内容及びその 有効

性、 実施の工程、 施工方法等について、 説明を行うとともに、 意見を聴取することとしたい。

要望については、 なお、 御 指 摘 \mathcal{O} マンシ 本年三月二十日の委員会に伝えたところである。 ョン住民から既に出されている雛壇形式とすること及び景観に配慮することとの

3の(1)について

横 浜防 衛施設局においては、 本年二月十八日に横浜防衛施設局長を本部長とし、 関係部署の職員約百八

十名による米軍根岸住宅地区崖地崩落事故対策本部を設置し、 復旧等工事、 被災した住民への支援、 損

の賠償等に当たるとともに、 同年三月四日には、 1の(1)についてで述べたとおり、 恒久的な安全対策

工法を検討するための委員会を設置したところであり、 本件事故に対する処理体制 は整備されているもの

と考えている。

3の (2) について

被災した住民への対応については、 本件事故発生後、 横浜防衛施設局と被災した住民との間で行われて

いる話合い の機会に、 復旧等工事、 被災した住民への支援、 損害の賠償等について、 その内容及び進 ちょ

く状況等の説明を行っているところである。 また、 被災マンションに居住している住民への対応 のため、

横浜防衛施設局職員を当該マンションに二十四時 間配置するとともに、 ホテル等に避難し してい る住民への

対応 のため、 横浜 防 衛 施 設 局 職 員が巡回 I訪問[、] を行 っているところである。

3の(3) について

御指 摘 の心理的 後遺症については、 横浜防 衛施設局においては、 現在そのような事実は承知して *(*) ない

が、 今後被災した住民から本件事故による心理的後遺症について聴取しつつ適切に対応してま いりたい。

3の(4)について

本件事故発生後、 神奈川県及び横浜市に対しては、 横浜防衛施設局から、 本件事故に係る情報を提供す

して めに使用する用地 した住民 るとともに、 避難 場場 の仮住居 所の提供及び物資の支援が行われるとともに、 所要の協力要請を行っているところであり、 の提供等が行われているところである。今後とも、 に うい て の情報 \mathcal{O} 提供 が 行われ、 横浜市 横浜防: 神奈川県からは、 からは、 衛施設局に対して代替駐車 本 必要に応じて、 件事故発生直後に被災した住 横浜防衛施設局に対 被災した住民に 場 0) 提 供 民 被災 . 対 す に対 0 た

は、 また、 本件 本件のような事故の発生等の緊急事態における地元の地方公共団体との協力の在り方について :事故についての協力の実情を踏まえ、 その整備の必要性を含め、 今後検討することが必要と考え

4について

7

(\

る。

る対応について、

神奈川県及び横浜市の協力を要請してまいりたいと考えている。

切な損害の賠償等を行うよう努める所存である。 等の財産 なったことに伴って必要となった経費は本年三月二十五日から支払いを行っており、 被災した住民に対する損害の賠償等につい 一被害、 建 物 の補修経費等は被害額等の ては、 確認ができたものから支払うこととしており、 横浜防衛施設局において、 仮住居で生活することと また、 自転 今後とも適 車、 家財